

公安委員会 決 裁 資 料	警察行政手続オンライン化システム運用開始 に伴う関係規則等の改正	令和7年11月19日 情 報 管 理 課
------------------	-------------------------------------	-------------------------

1 警察行政手続オンライン化システムの概要

警察庁の整備する警察行政手続オンライン化システムの運用（以下「オンライン申請」という。）が開始され、県警察で所管する534の事務手続について政府サイト e-Gov（イーガブ）を経由したオンラインによる申請が可能となる。

2 改正理由

オンライン申請の運用開始に当たり、申請要領、事務処理要領等の運用要領及び申請様式等について警察庁の指針を踏まえた所要の改正を行うもの。

3 規則等の改正

(1) オンライン申請の制度、運用要領等を改正するもの

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則

(2) オンライン申請の運用開始に伴う個別事務の運用要領及び申請様式等を改正するもの

ア 鹿児島県道路交通法施行細則

イ 初心運転者講習の実施に関する規則

ウ 若年運転者講習の実施に関する規則

エ 運転免許取得者等教育の認定に関する細則

オ 運転免許取得者等検査の認定に関する細則

カ 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則

キ 取消処分者講習の実施に関する規則

ク 大型自動車免許の欠格事由の特例に関する細則

(3) オンライン申請の運用開始に伴う個別事務の決裁区分について改正するもの

鹿児島県公安委員会事務決裁規程

4 施行期日

令和7年12月15日から施行する。